

**ロータリー財団奨学生申込同意書**

私は、2026 年度秋入学の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するためにロータ

リー財団から授与された奨学金を受諾する目的で申込み致します。

私は奨学金の申込みをするにあたり、以下の１項から25 項に関して同意し4ます。

1. 私は、「[ロータリー財団 地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件](https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/terms-and-conditions-rotary-foundation-district-grants-and-global-grants)」(以下、授与と受諾の条件という)

（<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/terms-and-conditions-rotary-foundation-> district-grants-and-global-grants）を受取り、読了しました。また、奨学金、ならびにロータ

リー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。

2. 下記１)～3）の該当者が奨学金授与の資格が無い事を認識しており、私は下記の該当者ではないこ

とを証します。

1）ロータリアン

2）クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員

3）前記2 項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親

族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。

3. 本奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により

承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の

費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。

4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私

は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支

払うことを確約します。

5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教

育機関の近隣に住みます。

6. 奨学金支給期間が既に始まった後に、自己都合にて入学を延期する場合は奨学金授与の資格を失い

ます。また、奨学金の支給を受けた場合には全額返金致します。

7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、

ロータリー財団により承認された修士レベル（またはこれと同等の）プログラムのみに支給される

もので、いかなる状況であれ承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。

8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべて

の旅行方針に従います。

9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者(カウンセラー)、ならびに第2750 地

区ロータリー財団委員会に、現住所、電話番号、E メールアドレスを常時知らせておきます。また

変更が生じた場合は速やかにその旨を報告致します。

10. 私は、ロータリー財団委員会にて出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席

します。またロータリー奨学生候補者として第2750 地区の承認を受けてから奨学金支給期間後

に至るまで、提唱者及びロータリー財団委員会からクラブや地区の活動への参加を要請された場

合は活動に参加する様、努めます。

11. 私は、奨学金支給期間中、12 カ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終

了する2 カ月前に、最終報告書を提出します。それ以外に留学中の定期報告書をロータリー財団

委員会が指定するロータリー関係者の送付先に毎月末に近況を書面(PDF)にて報告します。

12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題につ

いて個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従

い行動します。

13. 国際ロータリー（RI）、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、

ロータリアンには、奨学金支給期間(1 年間)の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう

便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかか

るすべての費用は自己負担となります。

奨学金支給期間終了後も留学中は3ヶ月毎に定期報告書を作成し、11 項同様に近況を報告しま

す。

14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、

これに同意することをここに確認します。

• 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負

います。

• 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識してい

ます。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、

危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律

への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリ

スクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。

• 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、

RI とロータリー財団に負わせることはありません。

• 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、

私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じ

る全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。

15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）

いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから

生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに

確認します。

16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、

RI とロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費

用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、

不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立

てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは

物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、

罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI／ロータリー財

団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または

第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、

これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。

17. 私は、留学期間中、自己負担にて以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に

加入します。

• 250,000 米ドル（またはその相当額）：治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービス

を含む基本的な主要医療費）

• 50,000 米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送

• 50,000 米ドル（またはその相当額）：遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な

帰国日まで効力を有する保険に加入することを了解しています。

私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証

明となる保険加入証明書を提供します。

私は、RI／ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲

が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私

は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであること

を了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければなら

ない場合、ロータリー財団に自国への移送費用を支払います。RI／ロータリー財団 は、現在も

将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。

19. 旅行、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責

任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責

任ではないことに同意します。

20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支

給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性が

あるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国す

るよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨

学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。

21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。

（a）出発前の準備を期日通りに行っていない場合

（b）私の最新の住所、電話番号、E メールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー

財団委員会に知らせておくことを怠った場合

（c）奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合

（d）違法行為が明らかになった場合

（e）期日通りに報告書を提出しなかった場合

（f）ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合

（g）奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学、研究コースあるいはプログラムから

離脱した場合

（h）奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合

（i）留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合

（j）本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に

適切に従わなかった場合

（k）奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。

また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取

り消すよう要請することができます。

22. 奨学金を途中で辞退、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後

の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。

23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。

24. 私は、留学終了後、第2750 地区学友会に入会し活動します。また、入会当初の１年間は幹事

の役職を務めることを了解しています。

25. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供するこ

とを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することに

より、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団の出版物、広告、ウ

ェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利をRI とロータリー財団にここ

に与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長する

ことを目的として、RI とロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。こ

れには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。

本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノ

イ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地

方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。

各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権

に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その

判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。